

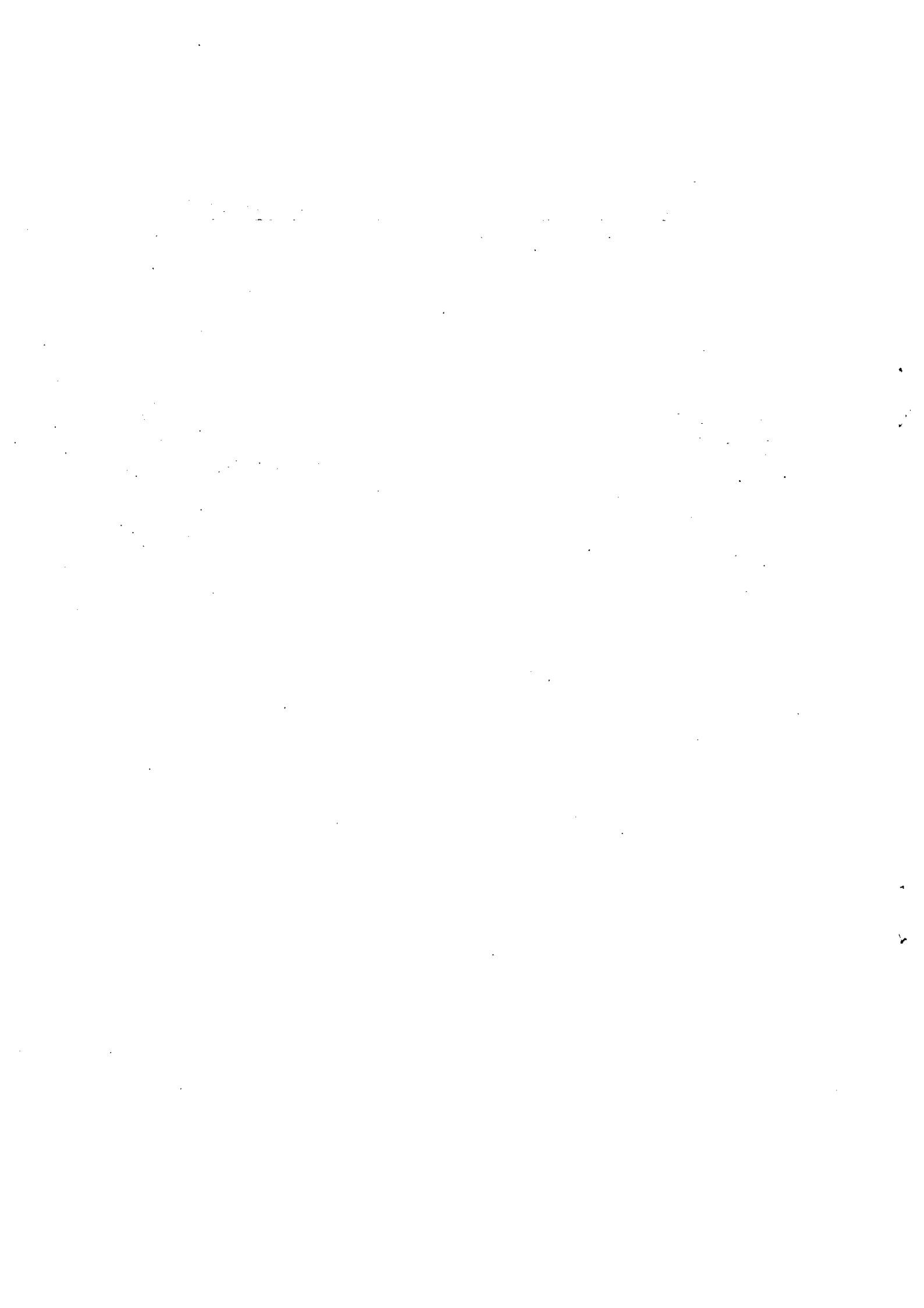
地域振興県土警察常任委員会資料

(平成29年6月28日)

[件名]

- 1 鳥取県原子力安全対策プロジェクトチーム会議（3首長）の開催
結果について
(原子力安全対策課) … 1

- 2 島根原子力発電所1号機廃止措置計画の事前報告に対する中国電力
への回答について
(原子力安全対策課) … 3



鳥取県原子力安全対策プロジェクトチーム会議（3首長）の開催結果について

平成 29 年 6 月 28 日
原子力安全対策課

島根原子力発電所 1 号機廃止措置計画に関する米子市長及び境港市長の考え方をお聞きしました。

1 日 時

6 月 2 4 日（土）午後 4 時 5 0 分から 5 時まで

2 場 所

米子ワシントンホテルプラザ（米子市明治町）

3 出席者

平井鳥取県知事、伊木米子市長、中村境港市長

4 内容等

(1) 境港市長コメント

- ・島根原発 1 号機の廃止措置計画については、これまで市議会や住民説明会、安全対策合同会議において広くご意見を伺ってきたところであり、廃炉自体については異論はない。しかしながら、放射性廃棄物の処分場が決まっていないことに非常に強い懸念が出された。
- ・先般、原子力規制庁から廃止措置に対して、保安検査等を徹底して適正に履行を確認するなどの説明があり、県の原子力安全顧問からは、専門の立場から廃止措置計画については適正であると報告をいただいたところであり、こうしたことを総合的に勘案して、今回の全体計画と第一段階である解体工事準備期間については、これを了としたい。
- ・ただし、特に申し上げておきたいことは、今月、日本原子力研究開発機構の施設で作業員が被爆するという事故もあったので、リスク管理を徹底して住民の安全を第一義とすること、そして、やはり住民の皆さんが大きな不安を持っておられる放射性廃棄物の処分先を早急に確保していただきたい、これらのことを中国電力や国に対して強く要請していく必要があると考えている。

(2) 米子市長コメント

- ・米子市においては、今月 1 9 日に全員協議会において、これまでの経過並びにその中身について説明し、全体としては、今回の廃止措置計画そのものを否定する意見はなかったと考えている。
- ・ただ、細かい点について、安全面の観点からいくつかの文言の追加が必要ではないかというご意見に対して、米子市として考え方をまとめた上で、鳥取県の方に申し上げている。
- ・その上で、六ヶ所村の受入体制など、この計画の前提条件という部分について、疑問が出されたことは事実。
- ・その前提条件が仮に崩れて、この計画自体に何か変更が生じたときには、速やかに同じような手続きをしてもらおうということを一つの前提として、このたびの廃止措置計画について了とする考えを申し立てた。

(3) 知事コメント

- ・両市長から米子市、境港市のお考えをお伺いしたが、総じて両市とも今回の計画については了とする方向でのお話だったと思う。

- ・ただ、安全が第一であり、放射性廃棄物などについて、六ヶ所村がまだスケジュールが確定していないということなどもあり、この辺の不透明さを質していく必要があるという意見、また日本原子力研究開発機構（JAEA）の事故を受けて、こうしたことがないように徹底をしてもらいたいとの意見もあった。
- ・使用済燃料は第2段階までに搬出する必要があること、また、放射性廃棄物等の処分も未確定な部分もあることから、第2段階に移行するときにまたあらためて協議をする必要があるとの意見もあった。
- ・両市の意見は共通していると思うので、県議会の方へも両市の考え方を報告し、それを取りまとめたような形で県全体の意見を出していきたい。
- ・もしご了解いただけるのであれば、最後に取りまとめたところで、中村市長、伊木市長のお名前とともに三者連名の意見として出していきたい。

<参考 島根原子力発電所1号機廃止措置計画に係る経緯>

(平成27年)

4/30 営業運転を終了

1.2/22 安全協定の一部改定（廃止措置手続きの明確化）

(平成28年)

4/28 中国電力が県に安全協定に基づき認可申請の事前報告

6/17 県、米子市及び境港市の連盟で中国電力へ事前報告に対する回答（条件を付した上で最終的な意見を留保する旨を回答）

本県から島根県に対し覚書に基づき回答

7/4 中国電力が国に廃止措置計画の認可を申請

(平成29年)

2/14 中国電力が廃止措置計画の補正を国に申請

4/19 原子力規制委員会が廃止措置計画を認可

中国電力が鳥取県等に対し、廃止措置計画が認可されたことを報告

5/16 鳥取県原子力安全対策プロジェクトチーム会議における説明（原子力規制庁、中国電力）

5/19 県議会議員全員協議会における説明（原子力規制庁、中国電力）

米子市議会全員協議会における説明（中国電力）

5/26 鳥取県原子力安全顧問会議、鳥取県原子力安全対策合同会議における説明（原子力規制庁、中国電力）

6/1 中国電力主催の住民説明会（米子市）

6/7 境港市議会における説明（中国電力）

6/14 境港市議会から市長へ回答

6/19 米子市議会全員協議会（市長の了解の考えを了承）

6/24 原子力安全対策プロジェクトチーム会議（コアメンバー）開催

6/26 県議会全員協議会開催

6/27 中国電力へ回答

※今後、覚書に基づいて島根県へ本県の意見を回答する予定

※今後、国に対しても要望する予定

島根原子力発電所 1号機廃止措置計画の事前報告に対する中国電力への回答について

平成 29 年 6 月 28 日

原子力安全対策課

島根原子力発電所 1号機の廃止措置計画については、平成 28 年 4 月 28 日に、中国電力株式会社から国への認可申請に当たり事前報告があり、平成 28 年 6 月 17 日に本県、米子市及び境港市は最終意見を留保すると回答していましたが、今年 4 月 19 日に同計画が認可されたことを受け、米子市及び境港市と協議の上、県議会の意見も踏まえ、以下のとおり「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定」（以下「安全協定」という。）第 6 条に基づき鳥取県、米子市及び境港市の意見を回答しました。

1 日 時 6 月 27 日（火）午前 11 時 40 分から 11 時 50 分

2 場 所 県庁本庁舎第 4 応接室

3 出席者

(1) 鳥取県 知事、副知事、統轄監、総務部長、危機管理局长

(2) 中国電力 代表取締役副社長執行役員 迫谷 章
執行役員鳥取支社長 天野 浩一 ほか

4 回答概要

○平井知事から資料 1 の回答書を手渡し、8 項目の条件付きで廃止措置の全体計画と解体工事準備期間（第 1 段階）の廃止措置の実施に限り了解する旨を回答した。

○併せて、安全協定について立地自治体と同じ内容に改定するよう申し入れを行った。

○今後、鳥根県から覚書に基づく照会があり次第、本県等の意見を回答する予定。

5 回答時のコメント

(1) 平井知事

- ・周辺地域のこともしっかりと考慮に入れて、使用済燃料や廃棄物対策等しっかりと取り組んでいただくことを条件として、廃炉計画全体及び第 1 段階の着手を了とするが、第 2 段階以降についてはあらためて協議いただきたい。
- ・一番大切なのは安全確保である。日本原子力研究開発機構（JAEA）の事故もあり、県民から心配の声もあり、しっかりとしたシステムを確立して、事故のないように取り組んでいただきたい。万が一のときには、安全協定に基づき、即座に通報いただき、我々も立入調査をさせていただく。
- ・立地と周辺で被害が起こった場合に決して隔たりはないため、立地と同等の安全協定の締結をあらためてお願いしたい。
- ・自治体や住民に対して、廃炉の執行状況について、随時ご説明いただきたい。計画変更の際にも当然ながら丁寧な対応をお願いしたい。
- ・自治体への情報提供や訓練への協力など、様々な連携をお願いしたい。
- ・六ヶ所村（使用済燃料再処理施設）が稼働していない中で、使用済燃料の行方に多くの方から懸念の声があったので、使用済燃料や新燃料の適正な管理・処分、放射性廃棄物、さらには放射性廃棄物として扱わなくていいものも含め、適正な処分や管理をお願いしたい。
- ・系統除染で生じる薬剤や解体に伴う粉じん等もしっかりとした管理をお願いしたい。
- ・原子力防災対策に必要な財源を国に求めていくが、それが実現するまでの間は、中国電力で配慮の上、措置をしていただく必要がある。

(2) 中国電力

- ・島根原子力発電所1号機の廃止措置について、安全協定に基づく御意見をいただき、感謝している。
- ・1号機の廃止措置の認可後、様々な場をご提供いただき、説明をさせていただき、審議をしていただき、重ねてお礼を申し上げます。
- ・ただ今いただいたご意見については、真摯に受け止め、当社としてしっかりと対応してまいります。
- ・当社としては、引き続き安全の確保を最優先に、また、情報連絡・提供をわかりやすく行い、しっかりと対応してまいります。

(参考) 島根原子力発電所1号機廃止措置計画に係る経緯

平成27年

- 4/30 1号機の営業運転を終了
- 12/22 安全協定の一部改定(廃止措置手続きの明確化)

平成28年

- 4/28 中国電力が県に安全協定に基づき事前報告
- 6/17 県、米子市及び境港市から中国電力へ事前報告に対する回答
本県から島根県に対し覚書に基づき回答
中国電力へ安全協定の改定を申入れ
- 7/ 4 中国電力が国に廃止措置計画を申請

平成29年

- 2/14 中国電力が廃止措置計画の補正を国に申請
- 4/19 国が廃止措置計画を認可
- 4/26 県から国へ要望(地域住民への審査結果の説明等)
- 5/16 原子力安全対策PT会議における説明(原子力規制庁、中国電力)
- 5/19 県議会議員全員協議会における説明(原子力規制庁、中国電力)
米子市議会全員協議会における説明(中国電力)
- 5/26 原子力安全顧問会議における説明(原子力規制庁、中国電力)
原子力安全対策合同会議における説明(原子力規制庁、中国電力)
- 6/ 1 中国電力主催の住民説明会(米子市)
- 6/ 7 境港市議会における説明(中国電力)
- 6/14 境港市議会から市長へ回答
- 6/19 米子市議会全員協議会
- 6/24 原子力安全対策PT会議(3首長)
- 6/26 県議会議員全員協議会で対応方針を説明
- 6/27 中国電力へ回答、併せて安全協定の改定を申入れ
- ※今後、覚書に基づいて島根県へ本県の意見を回答する予定
- ※今後、国に対しても要望する予定

(別紙)

- 1 安全協定に基づく中国電力への回答(平成29年6月27日)
- 2 中国電力に対する安全協定改定の申入れ(平成29年6月27日)

(写)

第 201700080193 号
防起第 6 7 1 号 - 1
受境自第 3 3 号
平成 2 9 年 6 月 2 7 日

中国電力株式会社

代表取締役社長執行役員 清水 希茂 様

鳥取県知事 平井 伸治

米子市長 伊木 隆司

境港市市長 中村 勝治

島根原子力発電所 1 号機の廃止措置について (回答)

平成 2 8 年 4 月 2 8 日付島原本広第 8 2 号、同第 8 3 号及び同第 8 4 号で報告のあったこのことについては、平成 2 8 年 6 月 1 7 日に最終的な意見を留保すると回答していたところです。

このたび、平成 2 9 年 4 月 1 9 日の貴社からの認可に関する報告を受け、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定第 6 条に基づき、あらためて別紙のとおり回答します。貴社の誠意ある対応を求めます。

別紙

- 1 安全協定第6条に基づく事前報告の可否に関しては、原子力規制委員会の審査を受けた廃止措置の全体計画及び解体工事準備期間（第1段階）の廃止措置の実施に限り了解する。
- 2 廃止措置の実施に当たっては、住民の安全確保及び環境の保全を図ることを最優先に、関係法令及び安全協定等を遵守し、適切に実施すること。また、地震等の自然災害への対応を含め、廃止措置の段階に応じた安全対策を講ずること。
特に、放射性物質の扱いを伴う廃止措置作業については、安全神話に陥ることなく、起こり得る事故を十分に想定しているか常に検討するリスク管理を徹底し、自発的な改善によって事故リスクを解消すること。
万が一、人と環境に影響する恐れのある事故等が発生した場合は、安全協定に基づき、鳥取県、米子市及び境港市（以下「鳥取県等」という。）に速やかに報告するとともに、迅速かつ的確に対応し、その対応について鳥取県等の理解と協力を得るようにすること。
- 3 解体工事準備期間（第1段階）における認可を受けた廃止措置計画の変更及び原子炉本体周辺設備等解体撤去期間（第2段階）以降の廃止措置計画の変更に際しては、安全協定に基づきその都度鳥取県等に協議を行うことをはじめ、立地自治体と同等に対応すること。
- 4 廃止措置の実施状況及び廃止措置計画の変更について適宜、地域住民、鳥取県等に対して分かりやすく丁寧な説明を行うこと。
- 5 原子力安全においては事業者の役割が最も重要であることから、県民の安全を第一義とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、設備面での対応だけでなく、組織・人員体制、教育訓練といった人的な対応に関する不断の充実・強化、原子力安全文化の醸成、自主的かつ主体的な安全対策、周辺自治体の防災対策への協力など、万全な原子力安全対策を責任をもって行うこと。
- 6 使用済燃料及び新燃料の全量搬出・譲渡しについて、責任を持って、安全な管理及び実効性のある処分を適正に行うこと。
- 7 廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物等については、責任を持って、安全を第一に、関係する規制基準等に従い、適切かつ確実な管理及び処分を適正に行うこと。
- 8 系統除染に使用した薬液や解体等の作業に伴う放射性粉じん等について、周辺環境への影響防止の観点から、放射性物質の漏えい防止対策に万全を期すこと。
- 9 原子力発電所については、廃止措置段階においても原子力防災対策など行政の財政負担が引き続き生じることから、長期にわたって必要となる原子力防災対策の費用については、国による適切な財政措置が実現するまでの間、引き続き事業者として必要な負担を行うこと。

(写)

第 201700080193 号
防起第 6 7 1 号 - 1
発 境 自 第 7 2 号
平成 2 9 年 6 月 2 7 日

中国電力株式会社

代表取締役社長執行役員 清水 希 茂 様

鳥取県知事 平 井 伸 治

米子市長 伊 木 隆 司

境港市長 中 村 勝 治

「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定等」の改定
について (申入れ)

このことについては、平成 2 4 年 1 1 月 1 日に申入れを行い、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定 (以下「安全協定」という。) を立地自治体と同内容の安全協定となるように改定すべく、現在、貴社、鳥取県、米子市及び境港市とで協議を継続中です。

このような中、かねてより安全協定第 6 条に基づく事前報告の可否について最終的な意見を留保していた島根原子力発電所 1 号機の廃止措置計画認可申請について、平成 2 9 年 4 月 1 9 日に、貴社より認可されたとの報告を受け、鳥取県、米子市及び境港市では、貴社に対する最終的な意見を 6 月 2 7 日に提出したところです。

これまでの安全協定の改定協議の中で、運用上において立地自治体と同様の対応を行う旨を文書で確認しているところですが、貴社において、再稼働や廃止措置が現実に進められようとしている状況の中、立地自治体と安全協定の規定内容について差が設けられている現状は、貴社の対応自体にも差が生じるのではないかとの懸念を抱かせるものです。

については、貴社に対し、県民の安全と安心の確保のため、安全協定の立地自治体と同内容への改定について再度強く求めます。

